24 日 獣 発 第 97 号
平 成 24 年 7 月 2 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会 長　　山 根 義 久
（公印及び契印の押印は省略）

獣医師法第８条第２項に該当する獣医師の処分について

今般、平成 24 年 6 月 19 日付け 24 消安第 704 号（別紙）をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と、併せて獣医師が社会的信頼に十分応えられるよう獣医師倫理の指導に協力されたい旨、また、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他関係法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師自らが農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告されたい旨、さらに、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を本会会員が把握した場合は、その旨を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供されたい旨、通知がありました。

本件については、これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時等、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところでありますが、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い―95 年宣言）の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、貴会関係獣医師に対し獣医師職業倫理の指導・普及に努められますようお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

２４消安第７０４号
平成２４年６月１９日

公益社団法人日本獣医師会
会長　山根　義久　殿

農林水産省
消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第８条第２項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和２４年法律第１８６号）第８条第２項の規定に基づく処分が平成２４年６月１４日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

１．貴会下の獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。

２．獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24.6.20
第161号

プレスリリース

平成24年6月19日
農林水産省

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は平成24年6月14日付けで、獣医師1名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は平成24年6月14日付けで、獣医師1名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

処分対象獣医師：沓澤 亮治（44歳：東京都在住）

- 行政処分内容：業務停止2年
- 事件の概要：高度管理医療機器等の販売業の許可を受けず、業として3回にわたり、高度管理医療機器である針付注射筒を販売した。
- 司法処分内容：懲役2年(執行猶予3年) /薬事法第39条第1項に違反

お問い合わせ先

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：獣医事班 荻窪，宮舘
代表：03-3502-8111（内線4530）
ダイヤルイン：03-3501-4094
FAX：03-3501-2685

当資料のホームページ掲載URL
http://www.maff.go.jp/j/press/